

学長の選考及び解任に関する規程

平成 20 年 12 月 12 日 学長選考会議決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人が設置する大学の学長（以下「学長」という。）の選考及び解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学長の選考)

第 2 条 静岡県公立大学法人定款第 11 条第 2 項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員になったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

(学長の資格)

第 3 条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考するものとする。

(候補者の推薦)

第 4 条 選考会議は、学長の選考を開始するときは、選考会議の構成員（以下「委員」という。）に対して、学長候補者の推薦を求めるものとする。

- 2 委員は、選考会議に対し 1 人の学長候補者を推薦することができる。ただし、自らを学長候補者として推薦することはできない。
- 3 学長候補者の推薦は、選考会議が指定する期日までに、推薦書（様式第 1 号）及び履歴書（様式第 2 号）を、選考会議の事務局を經由して選考会議に提出することにより行うものとする。この場合において、推薦者は、学長候補者として推薦を受けること並びに当該推薦に係る推薦書及び履歴書が選考会議に提出されることについて、被推薦者から事前に同意を得なければならない。

(選考の方法)

第 5 条 選考会議は、前条の規定により推薦された学長候補者について審査を行い、1 人を学長適任者として選考する。

- 2 選考会議は、前項の学長適任者に対し面接を行った結果、第 3 条に規定する学長の資格を満たしていないと認められる場合を除き、当該学長適任者を学長予定者として決定する。

(選考結果の報告)

第 6 条 選考会議の議長は、学長予定者を決定したときは、速やかに理事長に報告するとともに、これを学内に公表するものとする。

(学長解任の申出)

第7条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長の解任について審議するものとする。

(1) 選考会議が、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第76条において準用する同法第17条第2項及び第3項に規定する事由（以下「解任事由」という。）に該当するおそれがあると認めるとき。

(2) 経営審議会又は教育研究審議会から、解任事由に該当するものとして、学長解任の申出の請求があったとき。

2 選考会議は、前項の規定による審議を行うに際して、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 選考会議は、第1項の規定による審議の結果、解任事由に該当する十分な理由があると認めるときは、理事長に対し学長解任の申出を行うものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年12月12日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

学 長 候 補 者 推 薦 書

平成 年 月 日

学長選考会議議長 様

推薦者 学長選考会議委員

(署名又は記名押印)

本人の同意を得て、下記の者を学長の候補者として推薦します。

(ふりがな)	
学長候補者氏名	
現職名又は 最終職名	
【推薦の理由】	

※ 推薦書を提出するに当たっては、学長候補者として推薦を受けること並びに当該推薦に係る推薦書及び履歴書が選考会議に提出されることについて、被推薦者から事前に同意を得てください。

様式第2号（第4条関係）

履 歴 書

(ふりがな)			男・女
氏 名			
生年月日	明治・大正・昭和	年 月 日生	(満 歳)
現住所			
現職			
学 歴 (大学卒業以降)	年 月	事 項	
	年 月		
学 位 免許・資格	年 月	事 項	
	年 月		
主 な 職 歴	年 月	事 項	
	年 月		
主 な 教 育 研 究 業 績	年 月	事 項	
	年 月		
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等	年 月	事 項	
	年 月		
そ の 他 特 記 事 項			